する。

改 正 後

のは、第一号及び第二号に掲げる要件を満たす者とする。指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるも二十四年厚生労働省令第二十七号)第三条第二項の規定に基づき、基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に

(2)

1) 次のイからホまでのいずれかに該当する者であって、イからホ までに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度 とする司年吏以降の五年吏ごとの各年吏の末日までに、旧談支援 従事者現任研修(相談支援の業務に従事している者の資質向上を 目的として钼談支援従事者現任研修受講対象者(钼談支援従事者 男任研修の妥構を開始する日前五年間において児童 福祉生業である。 の二の二第六頃に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十 九頃に規定する相談支援の業務その他これらに準ずる業務(以下 「相談支援等の業務」という。)に通算して二年以上従事してい た者又は相談支援従事者明任研修を修了し、当該研修を修了した 旨の証明書の交付を受けた者であって現に相談支援等の業務に従 **➡しているものをいる。以下同じ。)に対して行う辟縁であって** 、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)又は主 任相談支援専門員研修相当研修(相談支援従事者現任研修を修了 した後、相談支援等の業務に三年以上従事した者に対して行う研 修であって、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ 。)を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受け たもの(以下「蜆任研修等修丁者」という。)であること。ただ し、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過す る日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件 に該当する者であって、現任研修等修了者でないものを現任研修 挙後了者とみなす。

のは、第一号及び第二号に掲げる要件を満たす者とする。指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるも二十四年厚生労働省令第二十七号)第三条第二項の規定に基づき、基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に

((と

1) 炊のイからたまでのいずれかに該当する者であって、イからホ までに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度 とする同年支以降の五年支ごとの各年支の末日までに、钼談支援 従事者現任研修(相談支援の業務に従事している者の資質向上を 目的として钼談支援従事者現圧研修受講対象者(钼談支援従事者 現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条 の二の二第六頃に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十 八頃に規定する相談支援の業務その他これらに準ずる業務(以下 「相談支援等の業務」という。)に通算して二年以上従事してい た者又は相談支援従事者明任研修を修了し、当該研修を修了した 旨の証明書の交付を受けた者であって現に相談支援等の業務に従 **➡しているものをいる。以下同じ。) に対して行う呼参かあって** 別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)又は主 任相談支援専門員研修相当研修(相談支援従事者現任研修を修了 した後、相談支援等の業務に三年以上従事した者に対して行う研 修であって、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ 。)を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受け たもの(以下「現任研修等修了者」という。)であること。ただ し、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過す る日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件 に該当する者であって、現任研修等修了者でないものを現任研修 **挙後 下 若 と み な す 。**

~ ~ ()	ケ〜卡 (盤)
川・ 回 () () ()	川・目 (盤)